

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 安部 孝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 記

### 1 入札事項

品名または件名	規格	単位	数量	履行場所	履行期限
海底調査に係る役務	仕様書のとおり	ST	1	仕様書のとおり	令和 7 年 12 月 10 日

### 2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち「関東・甲信越」地域を含み「役務の提供等」の「C 等級」以上の格付を有する者。
- 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### 3 契約条項を示す場所

- 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。
- 適用する契約条項  
陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項  
「役務請負契約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」

### 4 説明会及び入札執行の日時場所

- 説明会  
実施しない。（疑義事項については随時説明するため、連絡すること。）
- 入札日時場所  
令和 7 年 8 月 6 日（水）11 時 00 分 横浜駐屯地入札室

### 5 入札・契約保証金等に関する事項

- 入札・契約保証金：免除
- 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

### 6 入札の無効

- 第 2 項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- 入札に関する条項に違反した者の入札
- 入札開始時刻に遅れた者の入札
- 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの又は押印がない入札で責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載がないもの
- 電報、電話、FAX による入札
- 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

### 7 落札決定方法

- 総額が当隊所定の予定価格の範囲内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（※「消費税抜き価格」とする。）  
なお、落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

- (3) 落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。郵便入札があった場合は別途連絡する。  
(初度の入札に参加しない者の再度入札参加は認めない。)
- 8 契約書等の作成  
落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- 9 その他
- (1) 入札参加希望者は令和7年8月5日(火)17時00分までに中央輸送隊会計科契約班へ電話、FAXまたはメール送付すること。(メールアドレス: adams\_ctmc@inet.gsdf.mod.go.jp)
- (2) 郵便入札による提出要領について、以下のとおりとする。  
ア 入札書を「(入札の件名)入札書在中」と明記した小封筒に入れて封印する。  
イ 上記アの入札書が入った小封筒を郵便用封筒に入れて、令和7年8月5日(火)17時00分までに、横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第9項(7)の「入札及び契約に関する事項への問い合わせ先」に通報すること。  
ウ 郵便入札に万全を期すため、入札心得等を確認し配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 第2項(2)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (5) 代理人による入札の場合は、入札時に委任状を提出すること。(様式: 随意)
- (6) 入札書に記載すべき事項  
「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。」
- (7) 本記載事項に関する問い合わせ先  
ア 入札及び契約に関する事項: 中央輸送隊会計科契約班 担当: 吉田(内線338)  
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-339-5181  
イ 仕様に関する事項: 中央輸送隊企画科 担当: 長井(内線231)  
TEL: 045-335-1151 FAX: 045-339-5181
- 10 公告掲示場所及び期間  
ア 掲示場所  
中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページ: <https://www.mod.go.jp/gsdf/yokohama/>  
イ 掲示期間  
令和7年7月24日(木)～令和7年8月6日(水)

調達要求番号： 調達要求第5K0K1A80040号

陸上自衛隊仕様書		
海底調査に係る役務	仕様書番号	
	企画総-1	
	防衛大臣承認	
	作成	令和7年7月23日
	変更	
作成部隊等名	中央輸送隊本部企画科	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、水中調査器材、貸切船舶等の器材を用いた海底調査役務について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語及び略語の定義は、以下による。

#### 1.2.1

##### 各海岸

官側が 2.2.2 海底調査場所に示す日本国内に存在する4箇所の海岸をいう。

#### 1.2.2

##### 海岸線

高潮線をいう。

#### 1.2.3

##### 水中調査器材

水中の測量が可能で3次元点群データが取得可能なものかつ海底の底質、障害物を水中カメラによる判別ができる器材をいう。

本調査において使用する機材はマルチビーム測深機（最大スワス角 210°）およびUAVグリーンレーザ計測機とし、これらを併用し水部及び浅所における3次元点群データを取得する。障害物の判別には水中カメラを搭載した水中ドローンを用いる。

計測における高さの基準は楕円体高を基準として計測し、後処理で基準面に補正することとする。

#### 1.2.4

##### 障害物

海底に存在する岩礁、岩（50cm程度）、魚礁等をいう。

#### 1.2.5

##### 貸切船舶

本調査において使用する船舶を指し、本役務関係者以外が乗船していない貸切りの船舶をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に関連する文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

## 1.3.1

## 引用法令

調達品等に係わる監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

陸上自衛隊会計事務規則〔陸上自衛隊達第16-4号（50.2.24）〕

## 2 役務に関する要求

## 2.1 役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うに相応しい、海底調査準備に係る業務、海底調査に係る業務、海底調査結果報告に係る業務に従事する個人（以下、業務従事者という。）を確保すること。
- b) 2.1 a)の業務従事者が海底調査に関する特定の知識、能力、業績等を有すること。

## 2.2 役務の内容

本役務に係る一般的な要求内容は、次による。

## 2.2.1

## 役務の履行期間（データ整理期間含む）

- a) 契約締結後～令和7年12月10日（水）
- b) 各海岸の調査時期については官側と協議の上、決定するものとする。

## 2.2.2

## 海底調査場所及び調査範囲

海底調査場所及び調査範囲は表による。

表一海底調査場所及び調査範囲

場 所		調査範囲	
		海岸線の横幅	海岸線の沖合
三重県	三木里海水浴場	270m	200m
高知県	入野松原海岸	2,000m	200m
高知県	興津海水浴場	1,100m	200m
宮崎県	お倉ヶ浜公園	1,800m	200m

## 2.2.3

## 海底調査準備に係る業務

- a) 貸切船舶の取得及び運航に必要な申請
- b) 貸切船舶の係留港湾については契約の相手方所定
- c) 官側による関係機関等への説明後、説明相手より各海岸の海底調査に係る細部調査工程及び実施要領の説明について求められた場合は契約の相手方所定とする。
- d) 貸切船舶への水中調査器材の搬入・設置
- e) 各海岸の海底調査準備に係る準備状況の官側への報告
- f) 但し、貸切船舶を用いることなく海底調査を実施する場所については、2.2.3 a), b), d)については省略できるものとする。

## 2.2.4

### 海底調査に係る業務

- a) 役務調査の範囲は、各海岸の海岸線の沖合200mから海岸線までの間の海底調査を水中調査器材を用いて実施する。この際、3次元点群メッシュ幅を1mとし、各海岸の海岸線から水深7m以浅において、これより幅の狭い障害物を認めた場合については、メッシュ幅を50cmに設定するとともに、写真撮影により詳細に渡って調査するものとする。
- b) 成果の高さについての基準は標高とする。
- c) 各海岸の海岸線から水深7m以浅までは、水中調査器材による海底調査の他、海底の底質調査により底質が砂か岩かの判別をするものとする。
- d) 海底調査にあたっては、官側（最大3名）を同行させるものとする。

## 2.2.5

### 海底調査結果報告に係る業務

- a) 各海岸の海岸線から水深7m以浅まで深度の範囲は、傾斜図（全景）について可視化された画像等をもって報告するものとする。また、同範囲を50m間隔で傾斜角度の分かる断面図を作成し、画像等をもって報告するものとする。
- b) 各海岸の海岸線から水深7m以上の深度の範囲は、50m間隔で傾斜角度の分かる断面図及び傾斜図（全景）について可視化された画像等をもって報告するものとする。
- c) 本業務により取得した深浅データについては、三次元ビューワにデータをセットアップし、視覚的に分かりやすい整理を行うものとする。
- d) 画像等による成果物の報告は官側の指定する施設内において説明するものとし、説明要領については、官側との協議による。
- e) 2.2.5 d)の説明にかかる契約相手側の移動費は契約相手側の負担とする。
- f) 説明が終了次第、成果物を提出するものとする。
- g) この役務において、官側に成果物として提出された画像等（データを含む。）の権利については、官側に移転するものとする。

## 3 その他の指示

### 3.1 調査計画の提出

調査計画（様式随意）及び使用する水中調査器材の情報資料（様式随意）を作成し、官側との協議により決定した調査開始までに中央輸送隊（企画科長付）及び自衛隊海上輸送群（第2・3科長気付）に提出すること。

### 3.2 下請負

契約の相手方は、この契約に係る役務の一部を第三者に請け負わせる場合は、監督官の承認を受けるものとする。

### 3.3 無償貸付品

契約の相手方が無償貸付品を要望した場合は、官側が必要と認めたものについて、貸し付けを受けることができる。

### 3.4 契約変更

調査の進捗状況等により契約内容に変更が生じた場合には契約期間の末日までに契約変更を行うものとする。

### 3.5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 海底調査役務の実施に当たっては、保全、盗難等に対する適切な予防処置を講じること。
- b) 計測に使用するUAVは、国産機材に限定するものとする。
- c) 官側の庁舎内へ立ち入る場合は、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係のない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側担当者の指示に従うものとする。
- d) 本役務の履行により直接又は間接を問わず、知り得た事項に関して官側の許可無く部外への利用又は公表などを行ってはならない。契約履行後も同様とする。

### 3.6 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

### 3.7 安全管理

事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立すること。

#### 3.7.1

##### 不測事態対処

気象等により、貸切船舶の運航困難な状況が生じた場合は直ちに報告する等、速やかに対処を実施し、細部は官側との協議により日程変更等を決定するものとする。

#### 3.7.2

##### 報告内容

事故等が発生した場合は、状況に適した方法により、以下の内容を速やかに官側に報告すること。

- a) 発生した日時・場所
- b) 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）
- c) 状況（不測事態を解明するための写真等を含む。）
- d) 発生の原因
- e) 当面の処置要領
- f) その他、官側が要求する事項

#### 3.7.3

##### 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

#### 3.7.4

##### 事故等に関する責任

役務の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、契約の相手方がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち官側の責に帰すべき事由により生じたものについては、官側が負担する。

また、本契約に基づく水中調査役務履行間に発生した事故等に係る官側への補償は、国家公務員災害補償法に基づき補償されるものとする。

## 4 疑義事項

この仕様書に関する疑義は、官側と協議するものとする。また、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合についても、同様とする。

作成責任者

中央輸送隊 企画科長

2等陸佐 星 川 直 人

入 札 書

金額¥ \_\_\_\_\_ (税抜)

品 目	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
海底調査に係る役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
履 行 場 所	仕様書のとおり	履行期限	令和7年12月10日		
入札（契約）保証金	免 除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約条項について誓約いたします。

令和7年8月6日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央輸送隊  
会計科長 安 部 孝 之 殿

住 所

会社名

代表者名

## 内 訳 書

件 名	数量	単位	金 額	備 考
1 事前準備				
(1) 係留港湾調整				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(2) 機材運搬				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(3) 貸切船舶への機材搬入				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
2 海底調査費				
(1) マルチビーム測探機				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(2) UAVグリーンレーザー計測器				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(3) 貸切船舶				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(4) 水中ドローン				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
3 調査結果解析及び報告				
(1) 三木里海岸	1	式		
(2) 興津海岸	1	式		
(3) 入野松原	1	式		
(4) お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
4 調査費小計				
5 諸 経 費 ( % )				
6 調査費合計				
7 消 費 税 ( 10% )				
8 合 計				

# 市 価 調 査 書

金額¥ \_\_\_\_\_ (税抜)

品 目	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
海底調査に係る役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
履 行 場 所	仕様書のとおり	履行期限	令和7年12月10日		
入札（契約）保証金	免 除	入札（見積）書有効期間			

令和7年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央輸送隊

会計科長 安 部 孝 之 殿

住 所  
会社名  
代表者名  
担当者  
連絡先

## 内 訳 書

件 名	数量	単位	金 額	備 考
1 事前準備				
(1) 係留港湾調整				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(2) 機材運搬				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(3) 貸切船舶への機材搬入				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
2 海底調査費				
(1) マルチビーム測探機				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(2) UAVグリーンレーザ計測器				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(3) 貸切船舶				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
(4) 水中ドローン				
ア 三木里海岸	1	式		
イ 興津海岸	1	式		
ウ 入野松原	1	式		
エ お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
3 調査結果解析及び報告				
(1) 三木里海岸	1	式		
(2) 興津海岸	1	式		
(3) 入野松原	1	式		
(4) お倉ヶ浜海水浴場	1	式		
4 調査費小計				
5 諸経費 ( % )				
6 調査費合計				
7 消費税 ( 10% )				
8 合計				